（機械設備工事特記仕様書１）

１．工事件名　世田谷区立大蔵第二運動場本館給水ポンプ更新工事

２．工事場所　世田谷区大蔵４－７－１

３．建物概要　ＲＣ造
地上　３階　地下　　階
敷地面積　40,560.12 ㎡　　延床面積　5,270.28 ㎡

４．契約工期
工　　期　契約の日から　令和　９年　２月　２６日まで
工事可能日は令和９年２月２日から２月４日の３日間

（1）本工事の工期には、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。
作業不能日数：0日間
なお、一般的な熱中症対策に関する費用は、国交省通知「営繕工事における熱中症対策に係る費用について」（令和５年３月２９日）の「２．工事費への費用計上の考え方」のとおりとする。

（2）上記(1)は、環境省が公表する「関東地方_東京_東京地点」におけるＷＢＧＴ値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去５年分（2021 年（令和３年）～2025 年（令和７年））について、本工事の工期に対応する期間（「世田谷区の休日に関する条例」第１条第１項に規定する休日及び夏季休暇（３日）を除く。）において、８時から 17 時の間にＷＢＧＴ値が 31 以上となった時間を算定し、日数に換算したもの５年分を平均したもの。

（3）気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する「関東地方_東京_地点」におけるＷＢＧＴ値が 31 以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が(1)の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長に関する協議を申し出ることができる。

５．施工条件
（1）施工条件
○　本工事の施工条件は標準仕様書 1.1.3.4 によるほか、次による。
休館日（令和９年２月２日から令和９年２月４日）
に施工すること。

（2）天井解体、復旧
・　本工事における天井解体、復旧は別途建築工事とし、担当者との打合せを密に行うこと。

（3）本工事は「週休２日促進工事」とする。詳細は「世田谷区営繕工事における「週休２日促進工事」実施要領」（世田谷区 HP より）を参照する。

（4）本工事における、工事請負契約約款第１０条及び本特記１８．(2)オに記載のある現場代理人の現場常駐及び監理技術者等が工事現場へ専任することを求めないことをあらかじめ認める期間は次の通りである。
・　定めない。
○　契約日　から　令和　９年　２月　１日　まで

（5）本工事は、「世田谷区営繕工事における情報共有システム試行要領」を
○適用する。
・適用しない。
試行要領及び使用する情報共有システムについては、区 HP（ページ ID「3906」）より「工事施工中における工事情報共有システム機能要件（世田谷区版）」及び「工事情報共有システム対応状況（世田谷区営繕工事）」を確認すること。

（6）本工事は「世田谷区営繕工事における遠隔臨場試行要領」に基づく、遠隔臨場を
・試行する。
共通仮設に計上する、カメラ付き通信端末等の賃料及び通信費を見込む期間は____か月とする。
○試行しない。

６．工事概要
（1）工事種目
ア　給水ポンプの更新工事

（2）ガス設備工事について
ガス設備工事がある場合には、東京ガス株式会社の責任施工とする。なお、スリーブ、インサート、墨出し、穴あけ補修、配管塗装などの工事及び工程打合せ等は、請負者の責任において行うものとする。

（3）関連工事等の調整
契約書に基づく関連工事は、次のとおりである。
~~ア　建築工事~~
~~イ　電気設備工事~~
~~ウ　昇降機設備工事~~
設計図書に明示された他の発注者に係わる工事は、次のとおりである。
~~ア　建築工事~~
~~イ　電気設備工事~~

７．環境マネジメントシステム
世田谷区では、環境マネジメントシステムを運営し、世田谷区の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。
本取組には、受注者の協力が不可欠であることから、受注者は、工事関係者の業務管理や施工管理などに当り、本制度の趣旨の理解に努め、地球環境保全に十分配慮するものとする。
環境マネジメントシステムについては、世田谷区のホームページを参照する。

８．適用範囲
（1）本特記仕様書では、「令和８年度版東京都機械設備工事標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）に定めのない事項又はこれにより難い事項を定めている。本特記仕様書に記載されていない事項については、標準仕様書のとおり施工する。図面についても同様とする。ただし、仕様書中の「東京都」は「世田谷区」と読みかえる。

（2）本工事は、設計図書に従い施工することとするが、設計図書に明示されていない事項でも工事の性質上当然必要なものは、監督員の指示に従い施工する。

（3）本特記仕様書の各項目の○については、本工事において適用させるものであることを示す。

９．工事材料の品質及び材料検査について
（1）工事に使用する各機器は、承諾図面を監督員に提出し、承諾を受けた後に製作する。

（2）工事に使用する各材料は、別に定める「世田谷区材料検査基準」に基づく検査を受け、合格したものを使用する。

（3）工事に使用する各材料は、保守及び既存設備との適合性等を考慮し、製作者を選定する。

１０．特許権等の調査について
本工事に使用する器材及び施工方法に関する特許権等については、その有無を事前に十分調査する。

１１．施工中の安全確保
「労働安全衛生法」（昭和 47 年法律第 57 号）第 30 条第２項における同法第 30 条第１項に規定する措置を講ずべき者（統括安全衛生管理義務者）については、次による。
○　本工事の受注者を指名しない。
・　本工事の受注者を指名する。
なお、この場合における指名への同意については、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。
また、「労働安全衛生法」第 15 条、第 15 条の２及び第 15 条の３に規定する次の者を労働基準監督署長に報告した場合は、速やかにその写しを監督員に提出する。
ア　統括安全衛生責任者
イ　元方安全衛生管理者
ウ　店社安全衛生管理者

１２．契約不適合に関する調査への協力及び立会い
契約書に基づく契約不適合に関して、工事目的物の引渡し日から、１年以内に契約不適合に関する調査（工事請負契約約款第 41 条の契約不適合及び不具合等を確認するための調査をいう。）を行う場合、受注者はその調査に立会うこと。

１３．工事の入札等について
入札（又は見積書の提出）にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

１４．公共事業労務費調査に対する協力
（1）本工事が公共事業労務費調査の対象となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し、提出する等、必要な協力を行う。また、調査の時期が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。

（2）調査票等を提出した事業所を事後に訪問して調査・指導を行う対象となった場合は、受注者は、その実施に必要な協力を行う。また、調査・指導が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。

（3）公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、正確な調査票等の提出ができるよう、「労働基準法」（昭和 22 年法律第 49 号）等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を作成・保存し、日頃から使用している現場労働者の賃金、労働日数、時間等の記録を適切に管理しておく。

（4）受注者が、本工事の一部について下請契約を締結する場合は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が(3)と同様の義務を負う旨を定める。

１５．各種点検、調査、見学会等への協力
（1）監督員が所属する部の監督員以外の職員が、施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るために各種点検、調査等を行う場合は、受注者はこれに立ち会い、協力しなければならない。

（2）(1)の各種点検、調査等の結果に基づき、監督員から改善措置等の指示が出された場合は、速やかにその指示に従わなければならない。

（3）監督員が必要とする現場見学会等を開催する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

１６．施工区分

施工区分は、特記のある他は「建築・電気設備・機械設備標準施工区分表」による。

１７．工事の施工に伴う光熱水費の取扱い

・　新築工事の場合

本工事の施工に伴う光熱水費の支払いは、次による。

（１)電気料金

本受電後の電気料金のうち、基本料金は電気設備工事の負担とし、従量料金は全社の負担とする。

（２)水道料金

本管接続後の水道料金のうち、基本料金は機械設備工事（または給排水衛生設備工事）の負担とし、従量料金は全社の負担とする。

項目	内容	建築	電気	機械		備考
				衛生	空調	
1　各種水槽・ピット（建物と一体構造のもの）	1　受水槽・排水槽・汚水槽等でコンクリート造のもの	○				
	2　コンクリート造の各種水槽釜場	○				
	3　コンクリート造の受水槽の入孔蓋（防水型）及びタラップ、排水槽・汚水槽等の人孔蓋（防臭型）及びタラップ	○				
	4　最下階便所のピット、人孔蓋（防臭型）及びタラップ	○				
	5　二重床改め口	○				
	6　二重底盤内通気管・通水管	○				
	7　二重壁内の水抜管	○				
2 トレンチ・排水溝	1　各種トレンチ蓋及び人孔蓋	○				
	2　屋内排水溝及び人孔蓋	○				
3　機器等の基礎（建物と一体構造のもの）	1　機器用基礎（コンクリート打ち）	○				
	2　屋上水槽の基礎（コンクリート打ち）	○				
	3　二重床下部分の機器用基礎（コンクリート打ち）	○				
	4　機器、水槽等のアンカー及び基礎仕上げ		○	○	○	
4　スリーブ	1　各種配管用スリーブ		○	○	○	
	2　ダクト、ガラリ用スリーブ	○ ＊			○	＊建築が取り付けるガラリの場合
	3　衛生器具（大便器）取付け用箱入れ			○		
	4　埋込型屋内消火栓取付け穴等の箱入れ			○		
	5　分電盤取付け穴等の箱入れ		○			
	6　各種スリーブの補強	○				
	7　避雷針取付け部	○				防水を考慮した基礎仕上げ
	8　外壁貫通スリーブまわりの防水	○				
	9　床貫通スリーブまわりの防水	○				防水層を貫通する場合
	10　貫通穴及びダクト空隙充填		○	○	○	
5　天井切込及び換気扇取付け枠	1　埋込照明器具、スピーカー、空調換気用吹出口等埋込器具類取付けのための天井切込み及び下地補強	○				墨出しは電気、給水衛生又は空調
	2　換気扇取付け用枠及び穴あけ	○				墨出しは電気、給水衛生又は空調
6　改め口、点検扉	1　天井改め口	○				
	2　各種シャフト点検口	○				
7　はつり及び補修	配管のための貫通及び埋込み箇所のはつり及び補修		○	○	○	
8　排水	1　各種床排水金具	○		○		
	2　造付け流し（人造石とぎ出し）の排水金具			○		
	3　流しの排水金具	○ ＊		○		＊建築が取り付ける流しの場合
	4　外構工事におけるU字溝及びこれに接続する溜桝	○				
9　雨水排水	1　ルーフドレイン	○				
	2　地盤面までの屋外竪樋・排水管	○				
	3　建物外部までの屋内部分排水管	○				
	4　屋内部分排水管のうちパイプシャフト内配管の竪樋			○		
10　ガラリ	1　外壁、サッシュに取り付けるガラリ（ただし、空調・排気用ダクトその他に取り合いのあるものを除く。）	○				
	2　ドアーガラリ	○				
	3　暗室等の遮光ガラリ	○				
11　動力	1　一般用動力操作盤及び電動機端子接続までの配管・配線・結線		○			
	2　ボイラー操作盤及び二次側配管・配線・結線				○	
	3　冷凍機用動力操作盤及び二次側配管・配線・結線				○	
	4　パッケージ型空調機用電源で手元開閉器以降の配管・配線・結線		○			
	5　電動シャッター・自動ドアとその電源の二次側配管・配線・結線及び操作盤・押ボタン取付け	○				
12　制御	1　空調用制御機器及び操作用機器取付け及びその配管・配線・結線				○	
	2　衛生用液面制御機器取付け及びその配管・配線・結線		○			
	3　総合監視盤（給水衛生・空調）				○	
13　防災	1　煙感知器連動の防火戸・防火シャッターその他の防災設備の電源・二次側配管・配線・結線及び検出器・制御盤		○			
	2　排煙口・ダンパー等とその電源の二次側配管・配線・結線及び検出器・制御盤				○	
14　コンセント・接栓穴あけ	1　フリーアクセスの穴あけ	○				墨出しは電気
	2　実験台・演台（備品）等の穴あけ	○				墨出しは電気、給水衛生又は空調
15　各種シャフト	各種シャフトのうちコンクリート造のもの及びこれに必要なコンクリート床	○				
16　その他	解体又は改修する建物等の機器のうち、再使用するものの取外し	○	○	○	○	

（３)ガス料金

本管接続後のガス料金のうち、基本料金は機械設備工事（または給排水衛生設備工事）の負担とし、従量料金は工事、試運転調整などにガスを使用する全社の負担とする。

○　改修工事の場合

（１)電気料金　　現場支給とする。

（２)水道料金　　現場支給とする。

（３)ガス料金　　現場支給とする。

工事完了後

工事完了後、受注者は施設管理者に引き渡す際に、工事中に光熱水費を支払っていたメーターの一覧表を作成し、引き渡し後の光熱水費の支払いを確実に施設管理者へ移行出来るようにする。

１８．現場代理人、監理技術者及び主任技術者(標準仕様書 1.1.1.5)

（１)本工事が世田谷区議会上程案件の場合、世田谷区議会で可決され契約を締結する前まで、配置予定の監理技術者及び主任技術者（以下「監理技術者等」という。）は、他の工事に専任で従事することができる。

（２)建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。

ア　請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）

当該期間については、請負契約締結後、監督員と協議の上、書面において定める。

イ　工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間当該期間については、請負契約の締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。

ウ　橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。

なお、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体 制のもとで製作が可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。

エ　工事完了後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

オ　発注者があらかじめ認めた期間

（３)監理技術者等が、技術研さんのための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

（４)本工事で監理技術者を配置する場合において、建設業法第 26 条 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置については、次のとおりとする。

○　認めない。

・　認める。特例監理技術者を配置しようとする場合は、「世田谷区工事請負契約における建設業法第２６条第３項ただし書の規定の適用に係る運用基準」(世田谷区ＨＰより）による。

（５)現場代理人は、受注者と直接的な雇用関係を有する者でなければならない。なお、監理技術者等と兼任する場合は、監理技術者等の規定を適用する。

１９．工事の下請負(標準仕様書 1.1.1.6)

一般ガス導管事業者が受注したガス工事については、標準仕様書「1.1.1.6 工事の下請

負(1)」及び工事請負契約書第５条「一括委任又は一括下請負の禁止」の規定を適用しない。

２０．施工体制台帳等(標準仕様書 1.1.1.10)

施工体系図には、一次下請負人となる警備会社の商号または名称、現場責任者名、工期を記載する。

２１．保険の加入及び事故の補償

本工事において、受注者は法定外の労災保険（※）に付さなければならない。また、当該保険契約の証券の写し又はこれに代わるものを発注者に提出する。

※法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。

２２．工事実績情報システム（コリンズ）への登録(標準仕様書 1.1.1.7)

契約金額が 500 万円以上の工事については、工事実績情報システム（コリンズ）に基づく工事実績情報の登録を行う。

登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、標準仕様書に示す期間内に一般財団法人　日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）に登録する。

【登録先】　JACIC のホームページ「コリンズ・テクノス」を参照すること。

２３．建設副産物の処理(標準仕様書 1.1.1.16)

ア　建設副産物の処理

受注者は、建設副産物の処理にあたっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」（島しょにおける工事の場合は、「東京都建設リサイクルガイドライン（島しょ地域版)」（東京都）とする。以下同じ。）及び「東京都建設泥土リサイクル指針」に基づき、発生抑制、再使用・再生利用及び適正処理に努める。

イ　施工計画書へのリサイクル計画の記載事項

受注者は、工事を実施するに当たり計画的かつ効率的にリサイクルを実施するため、リサイクル計画を作成し、施工計画書に含めて監督員に提出する。

なお、施工計画書には以下の事項の他、必要な事項について記載する。

(ア)工事概要等

工事件名、工事場所、現場代理人名、監理技術者名又は主任技術者名、廃棄物管理責任者名、工期、工事概要等を記載する。

(イ)建設副産物の種類、リサイクルの方法等

建設副産物の種類、発生予測量、現場内利用量、減量化量、売却量、工事間利用量、中間処理量（現場外搬出量)、最終処分量（直接最終処分する場合に限る。)、処理期間、保管方法、収集運搬方法、処分方法、発生土受入地、処分先、運搬経路、その他を記載する。

(ウ)建設副産物等の運搬・処理業者

運搬・処理業者名、許可番号、許可の種類、許可品目、許可の期限、処理能力、最大保管量、会社及び施設所在地等を記載する。

(エ)現場での分別

工事現場における建設副産物等の分別はもとより、現場事務所や作業員宿舎等における紙、生ごみ、カンビン類、その他の一般廃棄物の分別の方法、また、材料の梱包材、切れ端、金属類等についての分別収集方法等を記載する。

(オ)解体工事計画

建築物の解体工事の場合は、解体業者名（建設業者名)、技術管理者氏名（主任技術者又は監理技術者氏名)、分別解体等の手順、建設資材廃棄物の分別方法、発生する建設資材廃棄物の種類・数量、建設資材廃棄物の再資源化等の方法などを記載する。

ウ　施工計画書の添付書類

受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき以下の関係書類を作成し、施工計画書に添付して監督員に提出する。

(ア)再生資源利用計画書

受注者は、「建設副産物情報交換システム」(以下「コブリス・プラス」という。)により作成する。

①土砂を搬入する工事

②砕石を搬入する工事

③加熱アスファルト混合物を搬入する工事

(イ)再生資源利用促進計画書

受注者はコブリス・プラスに必要なデータを入力して作成する。

①建設発生土を搬出する工事

②コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事

③金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を搬出する工事

<建設リサイクル法対象の場合>

(ウ)告知書

(エ)建設リサイクル法第１３条及び省令第７条に基づく書面

エ　建設リサイクル法に係る手続

受注者は、本工事の施工に当たる、建築物等の分別解体等及び建設資材の再資源化等については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法律第 104 号、以下「建設リサイクル法」という。) 及び「建設リサイクル法書類作成等の手引（公共工事)」、に基づき、必要な事務手続、特定建設資材の分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行う。「建設リサイクル法書類作成等の手引き（公共工事)」(東京都）については、東京都都市整備局のホームページで最新版を参照する。

オ　有害物質のチェック

受注者は、本工事の施工に当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、工事着手前に有害物質等の有無のチェックを行い、その結果を「有害物質等チェックリスト」に記載し、監督員に提出する。施工計画書に含めてもよいものとする。

カ　工事情報の登録等

○　本工事は、コブリス・プラスの登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかにコブリス・プラスにデータの入力を行い、その都度「コブリス・プラス登録済確認書」を監督員に提出し、内容の確認を受ける。また、受注者は、コブリス・プラス若しくは国土交通省ホームページに公表されている様式により「再生資源利用計画書（実施書)」及び「再生資源利用促進計画書（実施書)」を作成し、監督員に提出するとともにその内容を説明する。

なお、建設発生土を搬出する場合は、再生資源利用促進計画書に「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」を含めるものとする。

（問合せ先）

一般財団法人日本建設情報総合センター　建設副産物情報センター（カスタマーセンター）

所在地〒107-8416 東京都港区赤坂 5-2-20 赤坂パークビル　14 階

電話 03-6261-4324　https://www.recycle.jacic.or.jp　E-mail：recycle@jacic.or.jp

キ　再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の掲示

関係法令に基づき、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を現場に掲示する。

ク　リサイクル実施状況及び適正処理状況の確認

建設副産物のリサイクルの実施状況や適正処理の状況について把握するため、受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、リサイクル実施状況及び適正処理状況を工事完成後速やかに以下の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、提出する。

(ア)再生資源利用実施書

受注者はコブリス・プラスに必要なデータを入力して作成する（工事完了後５年間保管)。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。

①土砂を搬入する工事

②砕石を搬入する工事

③加熱アスファルト混合物を搬入する工事

(イ)再生資源利用促進実施書

受注者はコブリス・プラスに必要なデータを入力して作成する（工事完了後５年間保管)。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。

①建設発生土を搬出する工事

②コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事

③金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を搬出する工事

(ウ)リサイクル阻害要因説明書

工事途中において、やむを得ず以下のいずれかについて行わざる得ない場合は、事前に監督員の承諾を得た上で、リサイクル阻害要因説明書を作成し、監督員に提出する。また、自らも保管するものとする。なお、作成対象となる要因は、以下のとおりである。

①コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合

②建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する、又は焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合

③現場内で分別を行わない場合

ケ　マニフェスト等の提示

(ア)マニフェストの提示

受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）又は電子マニフェストを利用し、適正な運搬、処理を行う。マニフェスト（紙）のうち、受注者（排出事業者）が保管すべきものについて、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにする。

(イ)集計表の提出

受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出する。

(ウ)リサイクル伝票の提示

受注者は、建設廃棄物を搬出する場合においてマニフェストを交付する必要のない品目（再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等）については、「リサイクル伝票」（写しでもよい）を監督員に提示する。

その様式は、受注者が定めるもの、運搬業者が定めるもの、再資源化業者が定めるもの等による。（具体的には、再生利用認定制度や再生利用制度（個別指定）等における建設泥土の再生利用等の法的なマニフェストの交付が不要な再生が対象となる。）

(エ)リサイクル証明書の提示

受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合には、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書（写しでもよい）を監督員に提示する。

コ　建設副産物の取扱いは、次による。

(ア)発注者に引渡しを要するものは、次による。

・

(イ)特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は、次によるほか、処理方法については、別記の「特別管理産業廃棄物及び特定物質等の建設副産物の処理及び回収」による。

・　「1.3.4　石綿含有建材等の取扱い」及び東京都建築工事標準仕様書「第 29 章　石綿除去工事」による。

(ウ)構外に搬出する建設副産物の取扱いは、次による。

受注者は、コブリス・プラス等を利用し、また、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認し、適切な再資源化施設を選定する。

本工事では、次の場所にある再資源化施設への搬出を想定しているが、事前に監督員の承諾を得た場合は、受注者はこれ以外の施設を選定することができる。

なお、受注者の責めに帰すことができない事由により、再資源化施設を変更せざるを得ないこととなった場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。

・　コンクリート塊

（住所／搬出距離／搬出量／搬出条件等）

住所　　丁目　　番　　号

搬出距離　約　　km　搬出量　約　　㎥　搬出条件：

・　アスファルト・コンクリート塊

住所　　丁目　　番　　号

搬出距離　約　　km　搬出量　約　　㎥　搬出条件：

・　建設泥土

住所　　丁目　　番　　号

搬出距離　約　　km　搬出量　約　　㎥　搬出条件：

・　建設発生木材（原則として再資源化施設への搬出とする）

住所　　丁目　　番　　号

搬出距離　約　　km　搬出量　約　　㎥　搬出条件：

・　建設混合廃棄物

住所　　丁目　　番　　号

搬出距離　約　　km　搬出量　約　　㎥　搬出条件：

（エ）有価物を売渡する場合

売渡したことを証明する書類の写しを監督員に提出すること。

なお、建設廃棄物として処分する場合は、適切に処理すること。（有価物の取扱いについては、「行政処分の指針について（通知）」（令和３年４月１４日環循規発第　2104141 号）等を参照する。）

サ　クレオソート油等を含む建設発生木材の処理

クレオソート油、CCA（クロム、銅、ひ素の化合物）及びクロルデン類（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令　（昭和 49 年政令第 202 号）第１条８号に規定する物質をいう。）が注入又は塗布された建設発生木材の処理に当たっては、当該物質が注入または塗布されていない部分と可能な限り分離、分別した上で、廃棄物処理施設での焼却処分又は管理型最終処分場での埋立処分とする。

なお、焼却を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及びダイオキシン類特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）の基準を満たす焼却炉を有する施設を選定し、適切に処理する。

シ　せっこうボードの処理方法は、次による。

(ア)せっこうボードの撤去に際しては、せっこうボードの裏面に印刷されている製造会社名等により、石綿・ひ素・カドミウム等の含有の有無を確認し、監督員に報告する。施工計画書に含めてもよいものとする。含有が確認された場合には、関係法令に基づき適切に処理するとともに、監督員に処理について協議を行う。

(イ)(ア)以外の石膏ボードの処理は次による。

・　最終処分場とする。

・　再資源化とする。

ス　PCB 含有シーリング材の処理は、次による。

(ア) PCB 含有シーリング材の分析調査及び撤去は、次による。

・

２４．工事の記録等(標準仕様書 1.1.2.4)

工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）の最新版による。ただし、要領中の「東京都」は、「世田谷区」と読み替え、ビデオ撮影は必要としない。また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。

・　作成する。

○　作成しない。

写真帳の提出は、次による。

工事完了時に電子データまたは紙に出力したものを提出する。

なお、写真帳とは工事記録写真を工種、区分ごとに施工順序に従い系統だって整理し、必要に応じてキープラン、説明図を添付したものである。

また、完了時の提出図書としての写真帳の提出は、次による。

○　提出する。

○　電子データ（CD-R 等）・ファイル綴じ（Ａ４サイズ）１部

・　提出しない。

２５．電気保安技術者(標準仕様書 1.1.3.2)

電気保安技術者の配置は、次による。

・　配置する。

○　配置しない。

２６．石綿を含有する資材等の調査（標準仕様書 11.1.4.1）

石綿含有建材の事前調査等の取扱いについては、「11.1.4.1　石綿を含有する資材の調査」及び東京都建築工事標準仕様書「1.5.1　事前調査」、「第 29 章　石綿除去工事」の当該事項によるほか、本工事における条件は「石綿に係る特記仕様書」の記載による。

なお、新築、改築、増築等の場合でも既存構造物に影響を与える場合は、同様の調査を行う。工事を進めるうえで、現地の状況により契約図書に定める範囲外の工事を行う場合には、追加の事前調査を行う。

また、石綿含有ガスケット、パッキン等の石綿含有材料の事前調査及び撤去等の取扱いについては、「石綿障害予防規則」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」等の石綿に関する関係法令を遵守し、適切に処理する。

工事場所や規模に応じて、都、区、市及び労働基準監督署等への確認を事前に行う。

２７．環境への配慮(標準仕様書 1.1.4.1)

（１）東京都環境物品等調達方針（公共工事）

標準仕様書によるほか、機器に使用される電動機については、IE3 相当以上とすること。

ア　工事の施工に当たっては、環境品目の調達は、次による。

(ア)受注者は、特別品目、特定調達品目、調達推進品目の各品目ごとの「環境物品等使用予定（実績）チェックリスト」を作成し、施工計画書に添付するなどして監督員に提出し、確認を受ける。

(イ)受注者は、環境物品等の調達が完了したときは、使用した環境物品等の種類に応じ、特別品目の場合は「環境物品等（特別品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、特定調達品目の場合は「環境物品等（特定調達品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、調達推進品目の場合は「環境物品等（調達推進品目）使用予定（実績）チェックリスト」を根拠を踏まえて作成し、監督員に提出する。

また、当該チェックリストの電子情報を格納した CD-R 等を、併せて監督員に提出する。

「環境物品等使用予定（実績）チェックリスト」については、東京都都市整備局ホームページを参照する。

（２）世田谷区グリーン購入方針

「世田谷区グリーン購入方針」に基づき、環境に配慮した物品の購入に努めること。本工事において対象となる品目は下記のとおりとする。

対象品目　エアコンディショナー、温水器等、照明

受注者は、品目の調達が完了したときは、「建築工事等に係る重点品目の実績調査票（入力用）」を監督員に提出する。また、当該チェックリストの電子情報を格納した CD-R 等を、併せて監督員に提出する。

「建築工事等に係る重点品目の実績調査票（入力用）」については、区ホームペー

ジで最新版を参照する。(トップページからページ番号「3905」又は旧ページ番号「151909」で検索)

(3)化学物質を放散させる建築材料等

ア　本工事に使用する建築材料等については、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するとともに、次のアからエまでを満たすものとする。

(ア)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボードその他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料及び仕上塗材は、ホルムアルデヒド放散量についてはイの規制対象外とし、アセトアルデヒド及びスチレンについては発散しないか、又は発散が極めて少ない 材料を使用する。

(イ)接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。

(ウ)接着材に含まれる可塑剤は、フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシルを含まない難揮発性のものとする。

(エ)家具、書架、実験台その他の什器(じゅうき)等は、ホルムアルデヒド放散量についてはイの規制対象外とし、アセトアルデヒド及びスチレンについては発散しないか、又は発散が極めて少ない材料を使用する。

イ　設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次による。

規制対象外

(ア)JIS 及び JAS の F ☆☆☆☆規格品

(イ)建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 20 条の 7 第 4 項に規定する国土交通大臣認定品

(ウ)次の表示のある JAS 規格品

a　非ホルムアルデヒド系接着剤使用

b　接着剤等不使用

c　非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用

d　ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用

e　非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用

f　非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用

２８．機材の品質等(標準仕様書 1.1.4.2)

(1)本工事に使用する機材のうち、新品を使用しなくてよいものは次による。

○　砕石（再生砕石を使用する)、砂（再生砂を使用する）

○　仮設に用いる衛生器具、空調換気機器、暖房器具

(2)再生材の品質は、「土木材料仕様書」(東京都建設局）による。

東京都建設局ホームページ　http:/www.kensetsu.metro.tokyo.jp/ukeoi/

ア　再生クラッシャラン（RC-40、RC-30）　カ　粒状改良土

イ　再生粒度調整砕石（RM-40、RM-30）　キ　流動化処理土

ウ　再生砂（RC-10）　ク　再生骨材Ｌを用いたコンクリート

エ　再生加熱アスファルト混合物　ケ　コンクリート用再生骨材Ｈ

オ　改良土

２９．排出ガス対策型建設機械(標準仕様書 1.1.5.6)

総合施工計画書または工種別施工計画書にカタログ等の資料を添付する等により、適合状況が確認できるようにする。

３０．低騒音・低振動型建設機械(標準仕様書 1.1.5.7)

総合施工計画書または工種別施工計画書にカタログ等の資料を添付する等により、適合状況が確認できるようにする。

３１．工事検査(標準仕様書 1.1.6.1)

工事検査に必要な資機材の準備や検査会場の確保など、受験に必要な用意を整えること。特に、工事書類の電子化に伴って必要となる資機材 (PC やディスプレイの台数等) は工事の規模などにより異なるので、事前に監督員を通じて検査員と調整すること。

３２．しゅん功図について(標準仕様書 1.1.8.1、2、3)

本工事がしゅん功したときは、しゅん功図面を作成し、施工中に作成した施工図面とあわせて提出する。また書類提出の際、金属類および樹脂類を使用したファイルでの提出は認めないものとする。

(1)しゅん功図面

ア　焼付図　見開製本（Ａ３版）　1 部

イ　PDF データ（印刷不要、電子データで提出）　1 式

(2)施工図面

~~ア　焼付図　見開製本（Ａ３版）　#部~~

イ　PDF データ（印刷不要、電子データで提出）　1 式

(3)保全に関する資料

~~ア　建築物等の利用に関する説明書　#部~~

イ　機器取扱い説明書　1 部

（フィルター等のように定期清掃が必要なものがある場合は、場所・仕様を記載）

ウ　機器性能試験成績書　1 部

エ　官公署届出書類（ある場合）　1 部

~~オ　主要機器一覧表　#部~~

(4)環境物品に関する資料

ア　環境物品等使用予定（実績）チェックリスト（実績分）　1 部

イ　建築工事等に係る重点品目の実績調査票（入力用）　1 部

ウ　ア及びイの電子データ　1 式

(5)その他監督員が指示するもの（工事用見開製本、検査用図面等）

（部数は指示による）

(6)電子データの提出

電子データを提出する際には、提出を求める電子データをまとめて提出する。

しゅん功図、施工図は「竣工図面作成要領」に基づくものとする。CAD データ及び PDF データは、「CAD 図面仕様書」に基づき作成すること。

なお、電子データはウィルスチェックを行い、ウィルスチェックに関する情報 (ウィルス対策ソフト名、チェック日等)を添付し、プラスチックケースに収めた CD-R 等で提出すること。

(7)完成時の提出書類目録は、次による。

○　作成する。(受領の署名を受けて監督員に提出する。提出部数は、3 部とし、施設・施設所管課・施設営繕担当部で保管する。)

・　作成しない。

３３．個人情報保護の取り扱いについて

個人情報を取り扱う場合は、世田谷区個人情報保護条例の規定に基づいて行うこと。「個人情報の取り扱い関する特記事項」による。

個人情報の取り扱い関する特記事項

（秘密保持義務）

1　受注者は、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。また、契約期間満了後も同様とする。

（書面主義の原則）

2　受注者は、本特記事項により通知、報告、提出等が求められている事項については、特段の定めがない限り、書面により行うものとする。

（管理体制等の通知）

3　受注者は、この契約の締結後直ちに、以下の文書を発注者に提出しなければならない。

（1）個人情報保護に関する社内規程又は基準

（2）以下の内容を含む従事者名簿

①　個人情報を取り扱う者の氏名、責任及び役割

②　個人情報を取り扱う業務において個人情報の授受に携わる者の氏名及び業務執行場所

③　緊急連絡先一覧

（3）個人情報を取り扱う業務に係る実施スケジュールを明記した文書

（再委託の禁止）

4　受注者は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。ただし、当該業務の全部又は一部についてやむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容を発注者に通知し、発注者の承諾を得なければならない。また、再受託者（委託先の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）にも、この契約を遵守させなければならない。

（目的外使用及び外部提供の禁止）

5　受注者は、個人情報を発注者の指示する目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

6　受注者は、個人情報の全部又は一部を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

7　発注者の許可を受けて複写又は複製したときは、業務の終了後直ちに当該複写物又は複製物を利用できないよう処分又は発注者へ提出しなければならない。

（安全管理措置の実施）

8　受注者は、個人情報を取り扱う業務において、発注者に提出した個人情報保護に関する社内規程又は基準を遵守しなければならない。

9　受注者は、従事者に対して、個人情報に関する教育及び緊急時対応のための訓練を計画的に実施しなければならない。

10　受注者は、個人情報の授受、保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって当たり、個人情報の漏えい、滅失、毀損等（以下「漏えい等」という。）の事故を防止しなければならない。

（委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却）

11　受注者は、業務が終了したときは、直ちに、業務に使用した個人情報の消去及び個人情報が記録された媒体の返却をしなければならない。

（業務の報告）

12　受注者は、発注者に対し、業務の状況を定期的に報告するものとする。ただし、必要があるときは、その都度報告するものとする。

（監査、施設への立入検査の受入れ）

13　受注者は、発注者が必要とする場合、監査又は検査を受け入れなければならない。なお、再受託者及び更に再委託が繰り返される場合も同様とする。

14　受注者は、発注者が必要とする場合は、業務執行場所へ発注者の職員の立入りを認めるものとする。

（個人情報の漏えい等の対応）

15　受注者は、個人情報の漏えい等が生じたとき、又は漏えい等が生じたおそれがあるときには直ちに発注者に対して通知するとともに、遅滞なくその状況について書面をもって発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

（契約解除及び損害賠償）

16　受注者が、個人情報の取扱いについて法令及び本特記事項に違反した場合、発注者は、この契約を解除することができる。ただし、債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。また、受注者が、個人情報の取扱いにつき法令及び本特記事項に違反したことにより、発注者に損害が生じた場合には、これを賠償するものとする。

３４．受注者提出書類

受注者提出書類様式、竣工図面作成要領、CAD 図面仕様書等は下記のホームページに登録されているので参照すること。(世田谷区トップページからページ ID「3905」又は旧ページ番号「151909」で検索)

３５．工事月間報告書

本工事では工事月間報告書を「工事月間報告書作成要領」により、

・作成する。

○作成しない。

３６．施工図等

施工図等において、営業秘密が含まれており、事後の情報開示等に支障がある場合には、別途協議すること。

３７．その他

		図面サイズ	設計日	監督員	工事件名	世田谷区立大蔵第二運動場本館	図面名称	図面番号
	世田谷区施設営繕担当部施設営繕第一課	Ａ１（－） Ａ３（－）	設計　令和８年７月８日					特-05
			変更　年　月　日	整備担当係長		給水ポンプ更新工事	特記仕様書5	
			年　月　日	橋場明彦				

（1）光熱水費等請求先の変更について

下記施設における工事の施行に当たり、工事期間中及び工事完了後に光熱水費等の名義を区に変更する際には、事前に変更予定日を施設所管課に通知すること。また、料金請求先を指定請求先とすること。

記載の無い施設については、監督員及び施設管理者と協議の上、その請求の流れについて説明を行うこと。

施設	指定請求先
区立小学校、中学校、幼稚園	教育政策・生涯学習部施設計画課

（2）関係者への広報等

工事の施行に当たっては、地域住民その他の関係者との間に紛争が生じないように努めるとともに、広報などが必要な場合は、速やかに行う。

（3）給水装置の施工は、都指定給水装置工事事業者によるものとする。また、排水設備の工事は東京都指定排水設備工事事業者によるものとする。

（4）水栓の区別について

水栓のビスは、給水系統が直結の場合は無色、それ以外の場合は青色とする。

（5）撤去再取付けの機器

本工事において、撤去、再取付けとされている機器を施工する場合、事前に監督員と状態、性能の確認を行い、再取付け後に性能比較できるよう記録すること。

（6）フロンの処理について

空調機等のフロンについては「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき、適正に破壊処理を行うこと（R-11,12,22 など）。また、ルームエアコンについては家電リサイクル法に基づき適正に処理すること。

発注者（施設管理者）
↓―――委託確認書
工事請負者
↓―――フロン類引渡・回収及び運搬、破壊費用委託確認書
第一種フロン類充填回収業者
↓
フロン類破壊業者

①工事請負者は機器の設置の有無を確認し、第一種フロン類充填回収業者にフロン回収処理を依頼し、回収後、引取証明書及び第一種フロン類充填回収業者登録書の写しの発行を受ける。
②家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）に該当する機器（ルームエアコン等）については、適切に処理し、管理票（家電リサイクル券）の控えを保管すること。
③フロン回収業者及びフロン回収車両（ナンバープレートを鮮明に撮影）、フロン回収容器（容器番号を鮮明に撮影）、機材、フロンの回収量を撮影すること。

※①～③までのフロン回収行程管理票、関連書類の写し及び記録写真をまとめ、監督員に提出すること。

（7）耐火二層管についての保温・塗装は不要とする。

（8）震災対応

○　標準仕様書の記載に加え（ファンコイル、マルチ空調機、全熱交換器等）、1.0m 以上の吊りボルトは、配管・ダクト・機器共振れ止めを入れる。

・　給水管の外部から建物内への導入部には、耐震を目的とした措置を講じる。（措置の箇所および仕様は別途記載事項による）

・　建物より外部排水に接続する排水管には、耐震を目的としたフレキシブル継手を使用する。（設置箇所および仕様は別途記載事項による）

（8）総合調整（標準仕様書 2.1.2.3）

本工事における総合調整の項目は以下によるものとする。

・　風量調整
・　水量調整
○　室内外空気の温度の測定
・　室内気流及びじんあいの測定
・　騒音の測定（・屋内　・屋外　・敷地境界）
・　飲料水の水質測定
・　雑用水の水質測定

（9）世田谷区建築物等の解体工事等の事前周知に関する指導要綱

本工事は、「世田谷区建築物等の解体工事等の事前周知に関する指導要綱」の解体工事等に

・　該当する。
○　該当しない。

該当する事由は、次による。

・　騒音規制法施行令第 2 条又は振動規制法施行令第 2 条に定める作業で、建築物等を解体工事及び改修工事をするもの。
・　大気汚染防止法第 18 条の 15 の規定に基づく届出が必要な作業で、建築物等の解体及び改修工事をするもの。
・　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 10 条第 1 項の規定に基づく届出が必要な作業で、建築物等の解体及び改修工事をするもの。

(10)外壁等に係る石綿含有仕上塗材の処理について

本工事は、石綿含有仕上塗材を使用する改修工事又は解体工事、除去（外壁の穴明け等に伴う除去を含む）を行う場合に

・　該当する。特記事項は、図面および別途「石綿除去等に係る特記仕様書」（以下「石綿特記」という。）による。
・　該当する。特記事項は、図面による。
・　該当しないと想定している。ただし、本特記仕様書に石綿特記が含まれている場合、石綿特記の第 1 節の記載に従い、事前調査等の項目について適用する。

(11)本工事にて該当する使用材料・規格に関わる項目は次の通りである。

（該当する項目は○印で示す。）

・　既存の躯体に穴あけ（コア抜き）を行う際は事前に躯体内の配筋調査を行う事。配筋調査の方法は次による。
・　磁気式センサーによる。
・　電磁波レーダーによる。
・　レントゲン撮影による。

レントゲン撮影に当たっては、作業者及び施設利用者の被ばくが無いように作業計画を立てること。

・　ボイラーについて

ボイラーを改修、新造、更新した際は設置届等の届出の申請先を確認する事。

・　架橋ポリエチレン管について

架橋ポリエチレン管を敷設する際は、架橋ポリエチレン管工業会「架橋ポリエチレン管設計・施工マニュアル」に基づき適切に施工すること。保温付き架橋ポリエチレン管を使用する場合は、保温は行わないこととする。耐圧試験は、架橋ポリエチレン管工業会「架橋ポリエチレン管設計・施工マニュアル」に基づき行うこと。

・　ポリブテン管について

ポリブテン管を敷設する際は、ポリブテンパイプ工業会「ポリブテンパイプ技術資料」に基づき適切に施工すること。保温付きポリブテン管を使用する場合は、保温は行わないこととする。耐圧試験は、ポリブテンパイプ工業会「ポリブテンパイプ技術資料」に基づき行うこと。

・　小中学校の受水槽について

受水槽を改修、新造、更新した際は下記の事項を実施すること
①受水槽に「止水弁」「非常用水栓」「流入弁」の札をつけること。
②受水槽における保全資料（配置図、取り扱い表）を提出すること。

・　機材の仕様について

本工事では、

・　『ZEB』
・　NearlyZEB
・　ZEBReady
・　ZEBOriented

の取得を計画している。
採用機材の仕様については事前に監督員と協議すること。

（石綿に係る特記仕様書）

石綿除去等について、「東京都建築工事標準仕様書（令和８年度版）」（以下「建築標準仕様書」という。）を適用するほか、本特記仕様書による。

第１章 総則　５節　石綿含有建材

1.5.1　事前調査

（！）本工事の対象である建築物その他の施設等において、石綿が含有していることが判明している建材等は、次による。ただし、区から調査報告書等の情報を提供された場合でも、必ず現場で確認し、必要に応じて分析調査を実施すること。

・ 分析調査結果による。契約後、調査報告書を貸与する。
・ 図面による。
○ 次による。
・ 未調査。

材料の種類	使用箇所（室名　部位等）	使用規模（㎡）	備考
【石綿含有吹き付け材】			
【石綿含有保温材等】	パッキン		みなし
【石綿含有成形板】			
【その他】			
【石綿含有仕上げ塗材】			

（２）ア　新築、改築、増築等の場合でも既存構造物に影響を与える場合は同様の調査を行う。これには外構工事における工作物等も含む。

また、事前調査の結果について、法令に基づき、石綿の使用の有無に関わら　ず、原則として「石綿事前調査結果報告システム」により、労働基準監督署及び区環境保全課に報告する。また、報告した旨を示す資料（システム登録時の確認メール等）を監督員に提出すること。

イ　次の作業は事前調査の対象外とする。ただし、電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は事前調査を行う。

（ア）　木材、金属、石、ガラス、畳、電球などの石綿が含まれていないことが明らかなものの工事で、切断等、除去または取り外し時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業

（イ）　工事対象に極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業

（ウ）　現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業

（エ）　石綿が使用されていないことが確認されている特定の工作物の解体・改修の作業

ウ 「設計図書等による調査」とは、解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した日の調査、使用されている建築材料の種類の調査、使用されている建築材料のうち石綿が使用されている可能性があるものについて、石綿含有建材データベース等を使用した石綿の含有の有無の調査等をいう。

エ 「目視による調査」とは、解体等工事に係る建築物等において設計図書と異なる点がないか、建築材料に印字されている製品名や製品番号等を確認すること、特定建築材料に該当する可能性のある建築材料を特定すること等をいう。なお、当該建築物等の構造上、解体等工事に着手する前に目視することができない箇所があった場合、着手した後に目視が可能となった時点で調査を行うこと。

（３）分析方法は、次による。

「建材中の石綿含有率の分析方法について」[平成 18 年 8 月 21 日付け基発第 0821002 号 （厚生労働省）（令和 3 年 12 月 22 日付け基発 1222 第 18 号により一部改正）参照]

・ JIS　A　1481-1（定性分析）　・ JIS　A　1481-2（定性分析）
・ JIS　A　1481-3（定量分析）　・ JIS　A　1481-4（定量分析）
・ JIS　A　1481-5（定量分析）

また、試料採取に際して、飛散抑制剤等で対象材を湿潤化し石綿の飛散防止を徹底するとともに、採取後は石綿飛散防止剤（固化剤）を散布し、粉じんが飛散しないよう補修する。

本工事であらかじめ分析調査を指定する箇所は、次による。

材料の種類	使用箇所（室名　部位等）	備考
【石綿含有吹き付け材】		
【石綿含有保温材等】		
【石綿含有成形板】		
【その他】		
【石綿含有仕上げ塗材】		

（４）（２）の事前調査を行う者及び（３）の分析を行う者については、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（厚生労働省・環境省）に基づき、次による。

＜建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部※１を除く。）の事前調査の調査者等＞

①　建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程に基づく講習を修了した特定建築石綿含有建材調査者及び一般建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

＜一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部の事前調査の調査者等＞

①の者

②　建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程に基づく講習を修了した一戸建て当石綿含有建材調査者

＜特定工作物のうち、告示第一号から第五号まで及び第七号から第十一号※２までに掲げる工作物の事前調査の調査者＞

③　工作物石綿事前調査者

＜特定工作物のうち、告示第六号、第十二号から第十七号※２までに掲げる工作物、特定工作物以外の工作物のうち、塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業の事前調査の調査者等＞

①の者

③の者

※１ 「一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部」は、一戸建ての住宅及び共同住宅（長屋を含む。以下同じ。）の住戸の専有部分を指し、共同住宅の住戸の内部以外の部分（ベランダ、廊下等共用部分）及び店舗併用住宅は含まれない。

※２ 石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣及び環境大臣が告示に掲げる工作物（特定工作物）

一 反応槽
二 加熱炉
三 ボイラ及び圧力容器
四 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）
五 焼却設備
六 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）
七 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）
八 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）
九 変電設備
十 配電設備
十一 送電設備（ケーブルを含む。）
十二 トンネルの天井板
十三 プラットホームの上家
十四 遮音壁
十五 軽量盛土保護パネル
十六 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
十七 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）

＜分析調査を行う者＞

④　所定の学科講習及び分析の実施方法に関する厚生労働大臣の定める所定の実技講習を受講し、修了考査に合格した者又は同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

①の者と同等以上の能力を有すると認められる者は、義務付け（令和５（2023）年 10 月１日）の前までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者をいう。

④の者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者は以下の者である。

ⓐ　公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定されるＡランク若しくはＢランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者

ⓑ　一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）」の修了者

ⓒ　一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」

ⓓ　一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」

ⓔ　一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

第 29 章 石綿除去工事　第１節 一般事項

29.1.1 適用範囲

石綿含有建材はすべての種類の石綿及びそれらをその重量の 0.1%を超えて含有する物をいう。

石綿含有建材の種類は、石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材で「建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）飛散防止対策マニュアル」（環境局）による。当該マニュアルは東京都環境局のホームページに掲載されている最新版を参照すること。

なお、既に封じ込まれている吹付け石綿等も、石綿含有吹付け材と同様の扱いとする。

29.1.3 施工一般

（１）受注者は、作業の届出に必要な書類等の関係官庁への提出について遅滞なく行う。

（２）受注者は、「大気汚染防止法」に基づく届出（特定粉じん排出等作業実施届書）又は「東京都環境確保条例」に基づく届出（石綿飛散防止方法等計画届出書）に必要な資料を作成し、監督員に届出の記載内容の説明を行うとともに、提出に協力する。

（３）受注者は、事前に「石綿障害予防規則」第４条に定められた事項を盛り込んだ施工計画書を作成、監督員に提出し、承諾を得た後に施工する。また、資格証明書及び工事経歴書の写しを施工計画書に添付する。その実施内容を監督員に報告する。

（４）石綿処理に関する調査、作業等については、諸法令等の遵守に加え、「建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）飛散防止対策マニュアル」（東京都環境局）、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（厚労省・環境省）の最新版に準拠する。

（５）関係法令、特記仕様書等で資格等を必要とされている作業関係者、確認者等について、監督員がその資格証等の提示を求めたときは、速やかに応じる。

（６）「世田谷区建築物等の解体工事等の事前周知に関する指導要綱」第５条に基づく標識の設置、及び第６条に定められた近隣住民への説明を監督員との協議の上行う。

（７）「世田谷区建築物等の解体工事等の事前周知に関する指導要綱」第８条に基づく届出

を監督員と協議の上行う。

29.1.5 石綿粉じん濃度測定

（１）石綿含有吹付け材及び石綿含有保温材等の除去工事を施工する場合は次による。

測定方法は、原則として「アスベストモニタリングマニュアル」（環境省）による。

なお、測定機関は、「作業環境測定法」（昭和 50 年法律第 28 号）に基づき都道府県労働局に登録されている第三者の作業環境測定機関が行うものとし、施行計画書に記載する。

ア　環境確保条例施行規則第５９条により石綿の飛散状況の監視を行うため、次のとおり石綿粉じん濃度測定を行い、報告書を提出する。

（ア）測定時期は、区画毎に作業前、作業中、作業後に各１回以上行い、作業中の期間が６日を超える場合は６日毎に１回以上行う。

（イ）区画とは、一つの負圧隔離の範囲を一つの区画とし、負圧隔離を行わない作業の場合は、養生の範囲や工法・器具・作業員等の施工管理の観点から一連の作業とみなせる作業を行う範囲を一つの区画として扱う。なお、複数の区画で並行して作業する場合、重複期間に行った測定は各区画について測定したものとする。

（ウ）測定位置は、工事の場所の敷地の境界線のうち、集じん・排気装置の排出口に最も近い場所を含む建築物その他の施設の周辺四方向の場所とする。

イ　大気汚染防止法施行規則第１６条の４により集じん・排気装置が正常に稼働することを確認するため、次の場合に、石綿粉じん濃度測定を行い、報告書を提出する。

（ア）測定時期は、次のとおりとする。

・集じん、排気装置設置後の作業前、作業開始直後

・集じん、排気装置移設後の作業前、作業開始直後

・集じん、排気装置のフィルタ交換後の作業前、作業開始直後

（イ）測定位置は、排気口のダクト内部とする。

ウ　施工区画の隔離状況等を把握するため、次の地点において、浮遊石綿濃度を測定し、報告書を提出する。

・施工区画内

・施工区画直近の外周（除去作業中の前室の入口、集じん・排気装置の排気口）

測定方法は、原則として「アスベストモニタリングマニュアル」（環境省）の最新版による。

エ　大気汚染防止法施行規則第１６条の４により除去作業後、隔離用シート撤去前に大気中への特定粉じんの排出等のおそれがないことを確認するため、次の場合に、石綿粉じん濃度測定を行う。

（ア）測定時期は、作業前、隔離用シート撤去前とする。

（イ）測定位置は、施工区画内とする。

（２）石綿含有成形板及び石綿含有仕上塗材の除去工事を施工する場合は、次による。

・目視による監視を実施する。

・（１）アによる浮遊石綿濃度を測定し、報告書を提出する。

・作業環境周辺の状況を把握するため、施工箇所において、浮遊石綿濃度を測定し、報告書を提出する。

（３）（1)又は(２)の浮遊石綿濃度を測定する場合の測定時期、測定場所及び測定箇所数は次による。

・図面による。

・次の表による。

第２節　共通事項

（１）特定粉じん排出等作業完了の報告

特定粉じん排出等作業完了後、遅滞なく下記内容を記載、添付した報告書を監督員に提出する。作業が完了する時点と工事全体が完了する時点が異なる場合には、工事全体が完了する前であっても報告すること。報告書の写しを特定工事が終了した日から３年間保存すること。

ア　作業が完了した年月日

イ　作業の実施状況の概要

測定場所	測定時期（回）			測定箇所数（地点）	備考
	作業前	除去作業中	作業後		
敷地境界					
施行区域内	※１	※２			※１特に石綿濃度が高くなる恐れがある場合 ※２作業後の策定は隔離用シート撤去前に行う。
施行区画直近の外周					
排気口のダクト内部					

ウ　作業完了の確認を行った者の氏名

エ　上記確認を行った者が確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを明らかにする事項

オ　作業の実施状況を確認できる写真等

（２）養生は、次による。

ア　内部の場合

（3)ア による。

イ　外部の場合

対象箇所の周囲を当該部分より高い位置まで、通気性のない防じんシート、パネル等で囲う。

（３）隔離養生（負圧不要）は、次による。

ア　内部の場合

耐久性及び耐水性を有し通気性のないプラスチックシート等を用いて窓などの開口部に目張りをする。作業後効率的に石綿繊維を収集するため、また汚れ等の防止のため床や壁も隙間等ができないようにシートで覆う。

イ　外部の場合

建物側及び上下は耐久性及び耐水性を有し通気性のないプラスチックシート等を使用し、外周部は除去等のため設置した足場に通気性がないパネル（防音パネル等）や通気性のないシートを使用し隙間等ができないように周囲と隔離する。シートやパネル間の処理については目張りまでは求めない。

（４）負圧隔離養生は、次による。

負圧に耐えられるよう、標準仕様書 29.3.1 による。作業場が外部の場合は、作業範囲を他の場所と隔離するよう上部も覆うこと。（上部は厚さ 0.08 ㎜以上１枚）

（５）薬剤等による湿潤化（以下、「湿潤化」という。）は、次による。

ア　湿潤化の方法に指定が無い場合は、特定建築材料を湿潤な状態にできれば、湿潤剤以外にも水や剥離剤を含むものとする。なお、散水等による排水処理は標準仕様書 29.3.2（3）による。

イ　使用する湿潤剤は、ホルムアルデヒド放散等級区分が F☆☆☆☆であり、VOC 混入割合も１％以下とする。

29.2.1　専門工事業者

「工事に相応した技術を有することを証明する資料」については、次の要件を全て満たすことができる技術を証明する資料をいう。

①　除去工事に際し、作業場に隣接する部分の空気１リットル中の繊維状粒子（石綿を含む）をおよそ 10 本以下とすることにより、汚染を制御する技術を持っている。

②　除去処理工事終了後に、作業場における空気１リットル中の繊維状粒子（石綿を含む）の本数をおよそ 10 本以下とすることにより、建築物利用者の安全を確保できる技術を持っている。

③　除去工事中の作業者は関連法令等に則り作業を行う等のほか、施工中に発生の恐れがある事故を想定して、その対策を講じることにより、安全を確保する技術を持っている。また、施工実績等も含める。

なお、「吹付け石綿粉塵飛散防止処理技術」については、「建設技術審査証明事業」の取得に際して使用した資料も含める。

29.2.6　表示及び掲示

掲示板の大きさについては、A3 判以上とする。

「世田谷区建築物等の解体工事等の事前周知に関する指導要綱」に基づく標識の様式は同要綱第５条による。

事前調査等、法令に基づき実施する掲示については、法令等に定められた大きさとする。その他の表示や掲示については視認しやすい大きさとする。

29.2.8　保護具等

石綿処理に関わる監督員の保護具を処分する場合は、関係法令に従い適切に行う。

第３節　石綿含有吹付け材の除去

29.3.1　作業場の隔離等

隔離の方法等は、次による。

・　第２節 共通事項(4)負圧隔離養生 による。

イ　隔離シートの設置に当たっては、次による。

・　隔離シートの一部にクリアパネルを用いるなど、施工区画外から作業場内の状況を即時に確認できる構造とする。

オ　石綿の飛散を防ぐことのできるフィルタは、JIS Z 8122 に規定する超高性能微粒子フィルタによる。（HEPA フィルタ（High Efficiency Particulate Air Filter）及びこれに準じたものをいう。（以下「石綿飛散防止フィルタ」という。））

コ　隔離状況及び集じん・排気装置の稼働状況の確認は、次による。

・　気密性確認用のスモークマシンで発生させた疑似煙を作業場内に充満させ、隔離外部より漏洩等の異常がないことを目視で確認する。その後、集じん・排気装置を稼働させ、疑似煙が適切に排気されることを確認する。

29.3.2　工法

（１）石綿含有吹付材の除去工法は、次による。

・　標準仕様書 29.3.2 による。

（２）除去された石綿含有吹付材の飛散防止措置は、次による。

・　固形化する。なお、固形化の方法等については、次の方法による。

「飛散性アスベスト廃棄物に関する収集･運搬の手引き～都の埋立処分場への搬入にあたって～」「飛散性アスベスト廃棄物の処理の手引き－飛散性アスベスト廃棄物のセメント固化の方法－」

・　湿潤化し、十分な強度を有する耐水性の材料で二重に梱包する。

（プラスチック製の袋を使用する場合、厚 0.15mm 以上）

29.3.3　除去した石綿含有吹付材等の保管、運搬及び処分

ウ　石綿含有吹付材等の処理は、次によるほか、「1.1.16(2)ウ、エ及び(4)イ」による。

・　標準仕様書 29.3.3 ウ(ｱ)　による。

・　標準仕様書 29.3.3 ウ(ｲ)　による。

29.3.4　確認及び後片付け

ア　除去完了の確認を行う石綿等に関する知識を有する者等とは、1.5.1(2)に示す事前調査を行うことができる者又は当該作業の石綿作業主任者とする。

第４節　石綿含有保温材等の除去

29.4.1　石綿含有保温材等の除去

（１）除去方法等は次による。

・　標準仕様書 29.4.1 ア 及び 第２節 共通事項(4)負圧隔離養生 による。

・　標準仕様書 29.4.1 イ、ウ 及び 第２節 共通事項(3)隔離養生（負圧不要） による。

・　グローブバッグ工法による。破砕して除去する場合であっても、「29.3.1 作業場の隔離等」は不要とする。

※「原形のまま、手ばらし」とは、石綿含有成形板等の接合・固定状態を、簡易な工具等で解除又はその位置において人力により破砕して現位置より除去することをいう。

※グローブバッグ工法の作業方法は「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（厚労省・環境省）による。

（２）石綿含有保温材等で覆われていない部分を切断して母材ごと取り外すことにより除去する場合の作業場の区画は、次による。

・　大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業に該当しないため、標準仕様書 29.4.1 ウ は適用しない。

・　標準仕様書 29.4.1 ウ 及び 第２節 共通事項(2)養生

29.4.4　確認及び後片付け

ア　除去完了の確認を行う石綿等に関する知識を有する者等とは、1.5.1(2)に示す事前調査を行うこと　ができる者又は当該作業の石綿作業主任者とする。確認及び後片付けは、29.4.4 及び「29.3.4 確認及び後片付け ウ及びカ」によるほか、作業場の区画を解くに当たり、以下を行う。ただし、石綿含有保温材等で覆われていない部分を切断して母材ごと取り外すことにより除去する場合で、大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業に該当しないとして作業場の区画をしない場合は、適用しない。

・　床や壁、作業に使用した機器等に付着した粉じんを清掃する。

・　事前に作業場内の空気中に浮遊している石綿を集じんする。

・　養生等に用いたシートは、粉じん付着面を内側にして折りたたむ。

・　石綿が付着しているおそれのある養生シート等は「石綿含有産業廃棄物」として取り扱う。

第５節　石綿含有成形板等の除去

29.5.1　石綿含有成形板等の除去

「原形のまま、手ばらし」とは、石綿含有成形板等の接合・固定状態を、簡易な工具等で解除又はその位置において人力により破砕して現位置より除去することをいう。

作業場の周辺の養生は「建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）飛散防止対策マニュアル」（東京都）に基づくほか、次による。

・　第２節 共通事項(2)養生 による。

・　第２節 共通事項(3)隔離養生（負圧不要） による。

29.5.2　工法

ア　手ばらしの場合も湿潤化した状態で作業を行う。湿潤化の方法は、次による。

・　粉じん飛散抑制剤等の散布

・　水噴霧による湿潤化

・　散水による湿潤化

やむを得ず破砕等をしなければならない場合に行う監督員との協議は、除去する特定建築材料や作業場の状況等について、そのまま建築物等から取り外すことが技術上著しく困難なとき又は建築物等を改造し、若しくは補修する作業の性質上適しないときとして以下の場合に行う。

（ア）　特定建築材料や固定具が劣化している場合

（イ）　特定建築材料の大きさ、重量、施工箇所等によって取り外しが物理的に困難な場合

（ウ）　床や壁として使用されている特定建築材料の一部を除去する場合

また、やむを得ず切断、破砕等をしなければならない場合は、監督員と協議のうえ、常時湿潤化した状態、又は除じん性能を有する電動工具を使用して作業を行う。電動工具を使用する場合は、特に隔離養生から外部へ漏えいさせないように対策を講じること。

なお、石綿含有けい酸カルシウム板第１種の除去にあって、やむを得ず破砕等をしなければならない場合は、湿潤化に加えて除去部分の周辺を事前に第２節 共通事項(3)隔離養生（負圧不要） を行う。

29.5.3　除去した石綿含有成形板等の保管、運搬及び処分

ウ(ア)　石綿含有せっこうボードの処分は、次によるほか、「1.1.16(2)キ」による。

・　標準仕様書 29.5.3 ウ(ｱ) による。

（イ）石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板の処分は、次によるほか、「1.1.16(2)オ」による。

・　標準仕様書 29.5.3 ウ(イ)a による。

・　標準仕様書 29.5.3 ウ(イ)b による。

29.5.4　確認及び後片付け

ア　除去完了の確認を行う石綿等に関する知識を有する者等とは、1.5.1(2)に示す事前調査を行うことができる者又は当該作業の石綿作業主任者とする。

確認及び後片付けは、「29.3.4 確認及び後片付け ウ及びカ」によるほか、作業場の区画を解くに当たり、以下を行う。

・　床や壁、作業に使用した機器等に付着した粉じんを清掃する。

・　事前に作業場内の空気中に浮遊している石綿を集じんする。

・　養生等に用いたシートは、粉じん付着面を内側にして折りたたむ。

・　石綿が付着しているおそれのある養生シート等は「石綿含有産業廃棄物」として取り扱う。

第６節　石綿含有仕上塗材の除去

29.6.1　石綿含有仕上塗材の除去

石綿含有仕上塗材の除去方法は次による。なお、吹付けパーライト及び吹付けバーミキュライトについては、従来どおり「吹付け石綿」に該当することから除去方法は標準仕様書「第３節　石綿含有吹付け材の除去」により行う。

・　除去は電動グラインダーその他の電動工具を使用する。【集塵機付電動ドリル工法】

・　除去は電動グラインダーその他の電動工具を使用しない。【剥離剤併用手ケレン工法】

29.6.2　作業場の区画

（１）高圧水洗工法、超音波ケレン工法等を用いる場合でも、作業場の状況に応じて湿潤化に加えて除去部分の周辺を事前に養生する。

（２）電動グラインダーその他の電動工具を使用する場合は作業場の内外に関わらず、第２節 共通事項(3)隔離養生（負圧不要）とする。ただし、十分な集じん機能を有する集じん装置付きの工具を使用し、湿潤化及び隔離養生（負圧不要）と同等以上の粉じん飛散防止効果を有する工法の場合は、監督員との協議による。詳細は「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（厚労省・環境省）を参照する。

（３）電動グラインダーその他電動工具を使用しない場合は作業場の内外に関わらず、第２節 共通事項(2)養生 とする。

29.6.3　工法

（１）水を使って除去する工法の場合は、未処理の廃水が流出・地下浸透しないようすべて回収し、回収した廃水は、凝集沈殿後に上澄み水をろ過処理する等により、適切に処理した上で放流すること。

また、剥離剤を使用する工法で有機溶剤中毒予防規則（以下、「有機則」という）の適用を受ける場合には、「有機則」の作業主任者を選任すること。

（２）集じん装置の扱いについては、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（厚労省・環境省）による。

29.6.4　除去した石綿含有仕上塗材の保管、運搬及び処分

汚泥として処理が必要な場合の対応は、次による。

・　「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」（環境省）による。

29.6.5　確認及び後片付け

確認及び後片付けは、「29.3.4 確認及び後片付け ウ及びカ」によるほか、作業場の区画を解くに当たり、以下を行う。

・　関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。

石綿等に関する知識を有する者等とは、1.5.1(2)に示す事前調査を行うことができる者又は当該作業の石綿作業主任者とする。

・　床や壁、作業に使用した機器等に付着した粉じんを清掃する。

・　事前に作業場内の空気中に浮遊している石綿を集じんする。

・　養生等に用いたシートは、粉じん付着面を内側にして折りたたむ。

・　石綿が付着しているおそれのある養生シート等は「石綿含有産業廃棄物」として取り扱う。

第７節　その他

29.7.1　封じ込め、囲い込みの作業

石綿含有建材の封じ込め又は囲い込み作業を行う場合は、次の方法により行う。

(１)封じ込め又は囲い込み作業に当たっては、「建築基準法」告示で定める「封じ込め及び囲い込みの措置の基準」(平成 18 年９月 29 日 国土交通省告示第 1173 号) を遵守する。

(２)封じ込めに用いる石綿飛散防止剤は、「建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件」(平成 12 年５月 31 日 建設省告示第 1446 号) 第１第 20 号石綿飛散防止剤を満たした認定品を使用する。

(３)封じ込め及び囲い込み作業に当たっては、作業実施前に既存の石綿含有建材の劣化損傷、建材下地との接着の状況等を確認し、必要に応じ石綿が飛散しないよう補修する。

(４)封じ込め作業に当たっては、作業実施前に石綿飛散防止剤の接着性、浸透性等の性能を確認し、適切なものを使用する。囲い込み作業において石綿の飛散を防ぐために石綿飛散防止剤を使用するときも同様とする。

(５)作業に際しては、作業場所の隔離、石綿飛散防止フィルタの付いた集じん・排気装置による排気等、石綿含有建材の除去作業に準じた作業を行う。フィルタの種類は、「29.3.1 作業場の隔離等 オ」による。